

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、川越市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

大気汚染防止法において、都道府県は大気汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。

(参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分)

二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47)

## 【支障事例】

近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。

- ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用
- ・自動測定機及び常時監視システム保守費用
- ・自動測定機用消耗品・電気代・通信費

下記についての事務の軽減化が図られる。

- ・測定データ確認作業
- ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等)
- ・環境省報告事務

<参考(データ数)>

二酸化窒素

測定局地点数 80×24 時間×365 日  
=700,800 個

## 根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県

○当市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、当市では国の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。

○本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。

○当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となってきている。（令和3年度予算約 3,800 万円）

## 各府省からの第 1 次回答

大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしておるところ。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。

現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を 1/3 まで減ずることができる。

一方、例えば、当県における一酸化炭素(CO)の値については、「過去 10 年程度の間において、環境基準値の 1 割以下」を達成しており、上記の条件を大幅に上回っているが、測定局数の削減は 1/3 までしか認められない。

なお、全国における直近 10 年間の一酸化炭素(CO)の値についても、環境基準値の概ね 1 割以下であり、上記の条件を大幅に上回っている。

上記のとおり、全国でも特定の大気汚染物質においては環境基準値の 3 割以下を大幅に下回っている状況が長期継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方公共団体の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案を行ったものである。

今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。

地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間

において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3 よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

##### (4)大気汚染防止法(昭43法97)

大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。